



浜松市

平成23年度 外部評価資料

資料番号	事業名	所管課
1-9	職員の被服貸与、福利厚生事業	職員厚生課

事業シート2

課コード: 000320000
担当組織: 職員厚生課

作成日: 平成23年5月30日
責任者: 吉田 直弘

基本政策	課	政策	目	事業	
計画コード	16	03	0235	01	023502

款	項	目	事項	
予算コード	06	01	05	11

款	項	目	事項
06	01	05	

事業名: 職員の被服貸与、福利厚生事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	人工 (正規職員) (単位:人)	22年度	23年度	比較
	20,887	20,887	0		1.1	1.1	0.0
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他
	110				180		20,597

◆事業の目的

職員の安全で快適な作業環境の確保及び、心身の元気回復

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

①浜松市職員が執務時間中に着用する被服等を「浜松市職員被服等貸与規則」に基づき貸与する。

技術職員、清掃事業所職員に作業衣、作業ズボン、安全靴、防寒衣
幼稚園、保育園職員に作業衣、作業ズボン
給食関係職員に調理衣、調理作業ズボン、調理帽等

②静岡県福利厚生連絡協議会に加盟し、福利厚生事業の調査研究及び情報収集をして福利厚生制度の充実を図る。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

①浜松市職員が執務時間中に着用する被服等を「浜松市職員被服等貸与規則」に基づき貸与した。

着 技術職員、清掃事業所職員に作業衣1,319着、作業ズボン1,175着、安全靴186足、防寒衣262

着 幼稚園・保育園職員に作業衣669着、作業ズボン343着
給食関係職員に調理衣919着、調理作業ズボン127着、調理帽797個
を発注し、貸与した。

②静岡県福利厚生連絡協議会に加盟し、福利厚生事業の調査研究及び情報収集をして福利厚生制度の充実を図った。

開始年度	終了予定年度	事業の性格分類	根拠法令等					
昭和 35 年	年	自治事務	地方公務員法第42条、浜松市職員被服等貸与規則					
会計区分	戦略性	マニフェスト	事業の特徴	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
一般会計	分野別計画							
行革審答申	外部評価	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	*H20は事業仕分け							

(単位:千円)		H22	H23	H24計画	H25計画	H26計画	H23~26計
事業費	予算	20,887	20,887	20,887	20,887	20,887	83,548
	決算	15,426					0
財源内訳	国・県支出金						0
	市債						0
	その他						0
	一般財源	15,426	20,887	20,887	20,887	20,887	83,548
	*一般会計繰入						0
人件費(報酬等)							0
人件費		8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	35,200
内訳	人工(正規)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	—
	人工(非常勤)						—
	人工(再任用)						—
年間経費(事業費+人件費)		24,226	29,687	29,687	29,687	29,687	118,748

成果指標1		単位	H22	H23	H24	H25	H26
種類							
	目標						
	実績						

成果指標2		単位	H22	H23	H24	H25	H26
種類							
	目標						
	実績						

◆事業の成果(平成22年度末時点での目的の実現状況 ※活動ではなく状態)

技術職員、清掃事業所職員に作業衣1,319着、作業ズボン1,175着、安全靴186足、防寒衣262着
 幼稚園・保育園職員に作業衣669着、作業ズボン343着
 給食関係職員に調理衣919着、調理作業ズボン127着、調理帽797個
 を発注し、貸与した。

◆評価(平成22年度事業の評価)

(1) 必要性: 継続

(理由)

職員の執務中に必要な作業衣等の貸与は、安全衛生上必須のものである。
福利厚生事業の実施は、地方公務員法第42条等により義務づけられている。

(2) 実施主体: 市

(理由)

人事異動や新採職員及び汚損、破損又は新規事業で必要となったもの等に対して貸与するもので、数量、サイズの把握や必要性の判断のうえ調達課をつうじて発注するもので、民間委託になじまない。

(3) 選択と集中 現状

(理由)

安全衛生上必要な被服の貸与は不可欠であり、現在も必要最低限のものとしているため。

(4) 改善: その他改善

(理由)

新規及び臨時的貸与に際しては、個別の事情を十分に聴取し、必要性を検討した上、必要最小限の貸与としていく。

今後の方向性 改善

職員への執務上必要な作業衣等の被服貸与は、安全衛生上不可欠であり、また心身の健康は、安全かつ効率的な職務遂行の基本となるものであり、今後も継続していくが、その内容については、検討を加え、不断の見直しを図る。

◆改革・改善(評価を反映して何を見直したか)

(1) これまでに実施した改革・改善(平成23年度予算で反映したものを含む)

平成18年度より規則に定める貸与年数による一斉更新をやめ、人事異動や新採職員及び汚損、破損又は新規事業で必要となったもの等に対して貸与することとしている。

(2) 今後の改革・改善計画(いつまでに何をどう見直す)

職員への執務上必要な作業衣等の被服貸与は、安全衛生上不可欠であり、また心身の健康は、安全かつ効率的な職務遂行の基本となるものであり、今後も継続していくが、その内容については、検討を加え、不断の見直しを図る。

論点シート

事業番号	1 - 9	事業名	職員の被服貸与、福利厚生事業
部局	総務部	所管課	職員厚生課
H23 予算	20,887 千円	所管課	改善（その他）
H22 予算	20,887 千円	一次評価	
評価対象事業についての論点等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの被服貸与実績は、なるべく長く活用できる指導をしているか ・ 同種同類の民間企業と比較して貸与が妥当か ・ 幼稚園・保育職員に貸与している作業衣も安全衛生上必須のものか、今後も市が貸与すべきか ・ 年間約2千万円のコストは妥当か、市が仕様を統一することで割高になったりしていないか、不要な在庫を抱えていないか 			
評価対象事業についての二次評価			
<p>【改善（その他）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育園職員への被服貸与の必要性を検証すべき ・ 職員の安全で快適な作業環境の確保という事業目的を達成できる範囲で調達コストの削減を図るべき 			